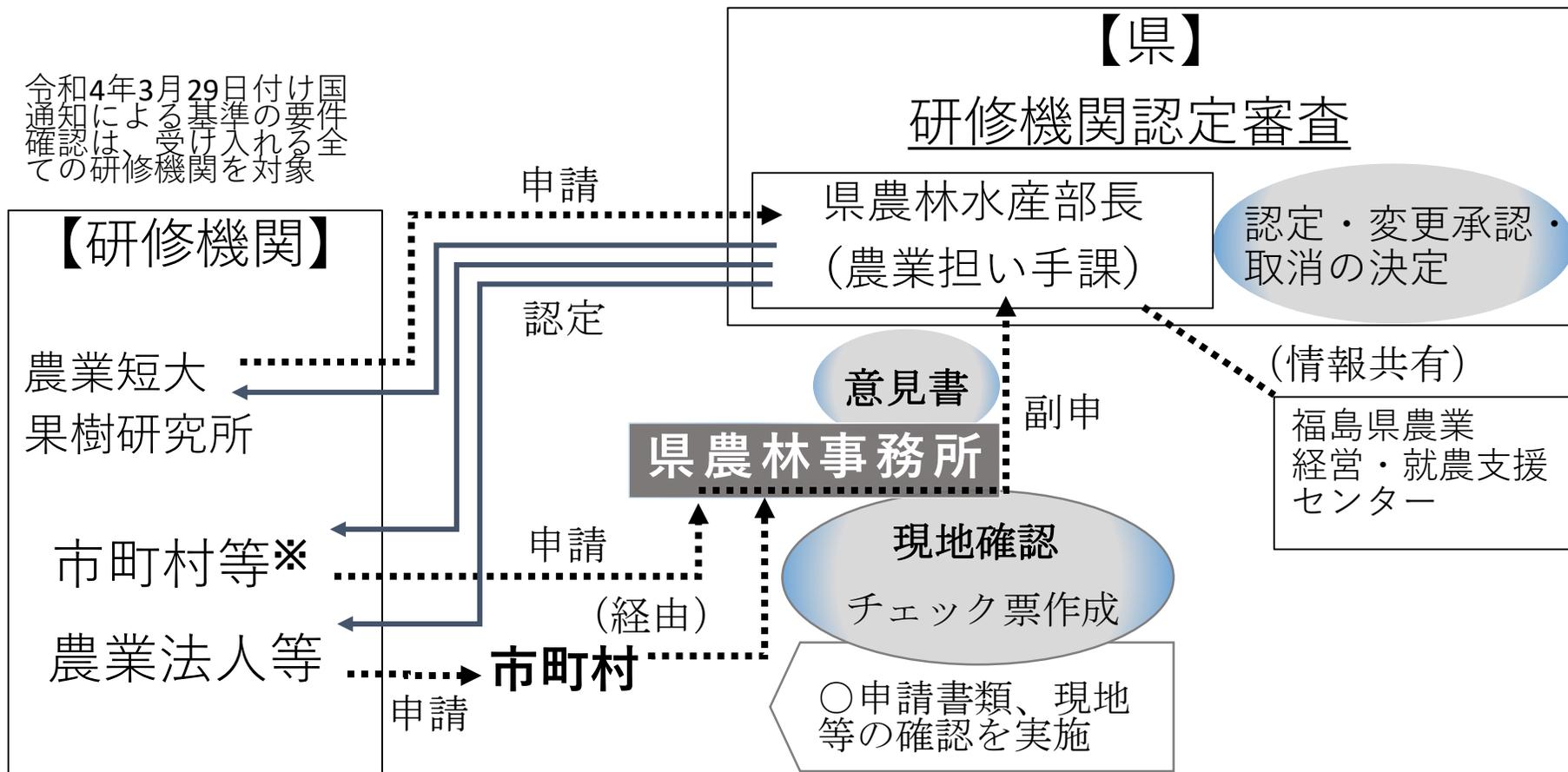


【新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）等における研修機関等の認定手続き】



※市町村等とは、市町村、市町村農業公社、JA、協議会等が主体となる研修機関のこと。

- 市町村等の研修機関は、管轄する農林事務所に申請する。
- 農業法人等の研修機関は、所在地のある市町村を經由して管轄する農林事務所に申請する。
- 農林事務所は、現地・書類確認の後、農林事務所長の意見を附して農業担い手課に申請書を送付する。